



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 4 号

平成28年(2016年)11月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○ 予防接種を行うことについて (健康政策課)	3
○ 地縁による団体の認可について		○ 予防接種を行う医師について (")	4
(市民協働推進課)	1	○ 予防接種を行う医師の承諾の撤回について	
		(")	5
○ 地縁による団体の告示された事項の変更について (")	2	○ 建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	5
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2	○ 開発行為に関する工事の完了について (")	5
○ 市道の区域の変更について (道路管理課)	2	● 公営企業告示	
○ 道路の供用の開始について (")	2	○ 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
● 公 告		○ 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	6
○ 金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	3		

告 示

● 金沢市告示第313号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 名称
稚日野町会
- 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 区域

町の名称	字	地	番
稚日野町	南	446番地を除く全域	

- 主たる事務所
金沢市稚日野町南14番地1
- 代表者の氏名及び住所
加野 一郎
金沢市稚日野町南7番地
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 代理人の有無
なし
- 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成28年11月11日

●金沢市告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
八日市第三 西町会	代表者の氏 名及び住所	川合 達 金沢市八日市3丁目64番地	河岸 進 金沢市八日市3丁目147番地2	平成27年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	河岸 進 金沢市八日市3丁目147番地2	森本 敏明 金沢市八日市3丁目635番地	平成28年4月1日

●金沢市告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	主たる 対象者	指 定 年月日
1710104561	えがお	金沢市糸田1 丁目182番地	有限会社カー ム	金沢市疋田1 丁目116番地	就労移行支援 就労継続支援 B型	特定無し	平成28年 11月1日
1710104587	就労移行支援事 業所 パトリ	金沢市保古1 丁目36番地	パトリ合同会 社	金沢市保古1 丁目36番地	就労移行支援	特定無し	平成28年 11月1日
1710104595	障害者ビジネス スクール カラ フル・金沢	金沢市本町2 丁目7番1号 越田ビル7 階	一般社団法人 障害者人材育 成機構	金沢市本町2 丁目7番1号 越田ビル7 階	自立訓練（生 活訓練） 就労移行支援	特定無し	平成28年 11月1日

●金沢市告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新 旧 の 別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	城 南 2 丁 目 線 5 号	笠 舞 本 町 2 丁 目 488番 1 先から	旧	5.0	41.0
		笠 舞 本 町 2 丁 目 488番 7 先まで	新	5.5	41.0

●金沢市告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
城南2丁目線 5号	笠 舞 本 町 2 丁 目	488番 1先から
	笠 舞 本 町 2 丁 目	488番 7先まで
		平成28年11月11日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年11月11日から同年12月12日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成28年12月13日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成28年11月11日から同年12月12日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成28年11月11日から 平成29年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成28年11月11日から 平成29年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別な事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
高倉 麻衣子 山田 真平	医王病院	金沢市岩出町二73番地1
古谷 裕一郎 山岸 惇史	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地
納藤 眞生	うらた医院	白山市河内町きりの里62番地
下條 美可	広瀬病院	福井県鯖江市旭町1丁目2番8号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
高倉 麻衣子 山田 真平	医王病院	金沢市岩出町二73番地1

山口 由美	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地
-------	----------	--------------

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
加藤 明子	医王病院	金沢市岩出町二73番地1	平成28年9月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第152号	平成28年11月2日	金沢市石引3丁目171番2	3.7	19.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成28年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市福久町ヲ6番1及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市福久町ル1番地1 学校法人久直学園 理事長 嘉門 玲子	
金沢市金石西2丁目599番1から599番9まで、604番1から604番11まで、818番1から818番4まで及び819番並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	野々市市新庄6丁目425番地 有限会社アズ 代表取締役 三谷 長生	道路 金沢市金石西2丁目599番7、599番8及び604番11並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市金石西2丁目604番8 水路 金沢市金石西2丁目599番9、604番9及び604番10並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市今町ホ20番3	金沢市畝田東2丁目541番地 グラ ンデュオ102号 渡邊 大介	

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年11月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成28年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 35,540円
 (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 35,580円
 (3) 1トン当たり平均原料価格 35,710円

2 原料価格変動額 53,800円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 35,710円（1トン当たり平均原料価格）＝ 53,800円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－53,800円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から44.12円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

4 平成28年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	203円84銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	201円84銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	189円34銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	187円51銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	182円51銭

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年11月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
 1トン当たり 35,580円

(2) 原料価格変動額 50,700円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 35,580円（1トン当たり平均原料価格）＝ 50,700円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－50,700円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から103.43円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成28年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	371円21銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円11銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 35,580円
- (2) 原料価格変動額 50,700円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 35,580円(1トン当たり平均原料価格) = 50,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 50,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から103.43円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成28年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	352円96銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	343円86銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 35,580円
- (2) 原料価格変動額 50,700円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 35,580円(1トン当たり平均原料価格) = 50,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 50,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から103.43円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成28年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円87銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円77銭
-------------------------------	---------	---------

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成28年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 35,580円

(2) 原料価格変動額 50,700円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 35,580円(1トン当たり平均原料価格) = 50,700円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 50,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から103.43円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	345円37銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	336円27銭

平成28年(2016年)11月11日 印刷

平成28年(2016年)11月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄